

「奈良県高齢者福祉計画及び第9期奈良県介護保険事業支援計画」策定について(案)

計画策定の基本的考え方(案)

計画の根拠

- 老人福祉法第20条の9第1項に規定する「老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画」
- 介護保険法第118条第1項に規定する「都道府県介護保険事業支援計画」
- 認知症基本法第12条に基づき規定する「認知症施策推進計画」

計画期間

令和6年度～令和8年度の3年間

本県における 計画の位置づけ

「健康寿命日本一」の達成に向け、本県の保健・医療・福祉・介護等の分野横断的な基本計画「なら健康長寿基本計画」をはじめ関係計画と連携し、高齢者福祉及び介護保険施策を推進する

計画の主な 構成(案)

基本理念

高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けられるとともに、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる奈良県を目指す

施策の体系

次ページのとおり

重点的に取り組む 事項

9期計画について国が示している方向性をふまえ、下記の項目について重点的に取り組む

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 在宅介護サービスの充実 (2) 在宅医療サービスの充実

2. 介護保険制度の持続可能性の確保

(1) 介護人材の確保・育成 (2) 介護認定・介護給付の適正化の更なる推進

その他計画で定める事項

市町村が推計する各介護サービス量・介護給付費等を基に、県と市町村が連携し適正なサービス量を設定 … この計画により介護老人福祉施設等の整備量や各市町村の保険料水準が決定

第9期計画の施策体系（案）

	施策の柱	施策の方向性	施策の展開
地域包括ケアシステムの 深化・推進	I 多様な介護サービスの充実	1 在宅サービスの充実	在宅（介護予防含む）サービス、看護小規模多機能型介護等（複合型サービス）の充実
		2 多様な住まいの整備促進	住まいとしての施設（サ高住、有料老人ホーム、グループホーム等）の整備
		3 施設サービスの整備・推進	特別養護老人ホームの整備と地域の実情に応じた運営の推進 介護老人保健施設、介護医療院の整備によるリハビリや医療的ケア体制整備 施設等の災害及び感染症対策の強化
	II 在宅医療サービスの充実	4 在宅医療等の提供体制の充実	在宅医療（診療所医師等による訪問診療・往診）の充実 その他の在宅医療（訪問看護・訪問歯科・訪問薬剤等）の充実
		5 在宅看取りの普及・啓発と促進	緩和ケア・看取りを支える在宅医療の促進
		6 多様な専門職による、医療・介護の提供体制の構築	病院と在宅を繋ぐ連携体制の整備・充実及び地域ケア会議の充実
	III 生活支援サービスの充実	7 高齢者が安心して暮らせる地域づくり	支え合いの地域づくりの推進と成年後見制度の普及・促進
		8 認知症施策の推進	認知症への理解の促進、早期発見・早期対応の推進、認知症の本人と介護者への支援
		9 高齢者の意思決定の支援	ACP（人生会議）の普及・啓発
	IV 介護予防の充実	10 高齢者の社会参加	活動の場・機会の提供、社会参加の環境づくり等の重要性の啓発
		11 健康増進への取組の強化	「通いの場」の普及等健康的な生活習慣の推進
		12 自立支援・重度化防止の推進	重度化防止に向けて、多様な専門職が参画する自立支援型地域ケア会議を普及・促進
介護保険制度の 持続可能性の確保	V 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進	13 多様な介護人材の確保・育成	介護人材の育成・確保の取組や外国人材の確保に向けた取組の充実 働きやすく、魅力的な介護職場づくりと介護人材が活躍できる仕組みづくり
		14 業務の効率化と事業者支援	事務の効率化と適正なサービス提供のためのデジタル化の推進 施設におけるテクノロジー（介護ロボット・ICT等）の活用
	VI 介護保険制度の適正な運営	15 介護認定の適正化	介護認定調査員の資質向上と介護認定調査の市町村間の平準化を推進
		16 介護給付の適正化	介護給付に見られる地域差の要因分析による適切な介護サービスの利用を促進